

大阪市障がい者施策推進協議会部会  
第1回大阪市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成26年8月8日（金）  
午後2時00分から午後4時00分  
場所：大阪市役所 屋上階会議室

（開会）

（出海障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介、資料確認等）

石田座長：はい。そうしましたら私の方で進行を務めさせていただきたいと思います。皆様ほんと暑い中お集まりいただきありがとうございます。いつもですね、あの、この協議会につきましては、大体報告がたくさんあって、報告をして、ほとんど議論の時間がないような状況がありまして、でも今回は検討会を3回ほど行ってますし、そういった内容についての審議を行う時間も必要かと思ってます。まあ暑いところ皆様集まっていたいて、手弁当ですね、夜クーラーが切れた市役所の部屋で、6階でやってまして、最後の日なんかはみんな天神祭りで浮かれているところで、こうしてワイワイワイワイやってたという、そういう状況でしたけども、そういったところを勘案して、議題についてもですね、少し報告の方法を変えさせていただいて、みなさん、次第の方を見ていただきますと、1から7まで議題ありますけど、まずはじめに、1, 2, 3, 5ということで事務局の方から報告いただいて、それについての意見あるいは審議を行わせていただいて、そのあと、もっともメインになる話ですけども、4番と6番ですね、指定相談支援事業の実施状況、それから、障がい者相談支援あり方検討会についての報告、それから、これに併せてですね、先ほど資料の中でも紹介いただきましたけども、加藤委員の方から意見をいただいておりますので、その意見をいただいて、改めてこの4と6について皆様と話を行っていきたいと思います。そうしましたら、まずはじめに事務局の方から、お話させていただきましたとおり、1, 2, 3, それから5について報告をお願いします。

中島課長：【資料1, 3, 5について説明】

赤尾副所長（事務局）：【資料2について説明】

石田座長：はい。ありがとうございました。議題の1, 2, 3, 4を飛ばして、5ということで説明、報告あるいは事業の計画について説明いただきました。何か質問であるとか、あるいは意見であるとかございましたらお願いしたいんですけども？

ないでしょうか？今の報告の中でも、後の4と6とかぶってくる場所もあるかなとは思いますが、特にないのですかね？ほとんどかぶらないだろうなというところは、先ほど資料の5のところで説明して

いただいた計画のところかなと思うんですが、ここはなかなか、いろいろと意見、異議をはさむ余地がちょっと難しいかなと思いますけど。あとは、例えば評価ですね。評価の方法というのが全く変わっていないということなので、かなりルーティン化してるようなところもあるのではないかというふうなことも考えられるかなと思ってるんですが。特にないですかね？なければ、4と6の方の説明に進んでいただいてよろしいですか。はい、そしたら4と6の説明を、事務局の方よりお願いします。

桑田課長代理：【資料4，6について説明】

石田座長：はい。ご説明ありがとうございました。そうしましたら、引き続きまして、加藤委員の方からいただいております意見書の方、これ多分みなさん、その他の資料については、もう既に事前にお配りしてるかなと思うんですが、これは今日みなさん、初めて見るのではないかと思ってます。時間かけていただいて、意見書を読んでいただいてもいいですし、はい、お願いします。

加藤委員：区の自立支援協議会の運営の中心に関わっている者として、それから相談支援体制の構築の中心に関わっている者として、かなりしんどいことがたくさんありますので、何とか市の自立支援協議会の方にあげさせてもらって、検討していただきたいなということで意見書を書きました。

【意見書音読】

加藤委員：これ西淀川区の現状なんですけども、別に西淀川区だけに限ったことじゃなくて、他の区でも、真剣にやろうとすればするほど、いろんな問題にぶつかるんですけど、それを区レベルで何とかしてくださってという、それだけでは他のなんていうかね、やってる者としてモチベーションが上がらないというか、市の方でね、自立支援協議会と市の方である程度このような問題に対してどうしていったらいいのかということを考えていただいて、もうちょっと各区の自立支援協議会がいきいきと活動できるようにしていただきたいんですが。

石田座長：ありがとうございました。この意見書についてちょっと事務局の方から何かご意見とかありますかね。全体の問題ということもありますけど、個別の西淀川区の事情もありますので、またそのあたりは別の部分もあるかなと思うんですが、区の自立支援協議会が、これは各区がそう考えているかどうかは別にして、任意団体に過ぎないのではという話があったりとか、あるいはルートが明確でないとか、このあたりについても、若干これまでの自立支援協議会の中でも少し課題としてあがっていたかなと思うんですが、現状の認識として少しどのあたりがあるのか、今現在で回答できる範囲で回答していただければと思います。

中島課長：加藤委員の方から何点かご指摘いただいております。すべて回答できないかも分かりませんが、何点かご説明させていただきます。まず、区の方で任意団体という意見が出ているというところなんですけども、区の自立支援協議会というのはそれぞれ各区の方で設置要綱を作って運営していただいております。あくまで区の方で設置要綱を作って運営しているということについては公的な機関ということでございますので、条例があるから、法的でないから任意ということではございませんので、区の方で要綱を立てながら運営をしていただいているというところでございます。もしそういうところが

あるというのであれば教えていただければ個別にお話しさせていただきたいと思っております。

それから、区の方からいろんな意見があって市の方に集約するというところでございますけども、そのような場というのもでてくるかと思っておりますけども、先ほどお話ありました、この自立支援協議会の回数の方ができましたけども、なかなか回数を増やすということは難しいところはあるんですけども、先ほど今後の相談のあり方のところでうちの方でもまとめさせていただいておりますけども、例えば、ワーキングですとか、個別課題によってチーム、少人数でワーキングするとかですね、そういった柔軟な運営を考えているところでございます。

それから、西淀川区の自立支援協議会の運営について、何点かご意見いただいておりますので、私どもで事前にいくつか確認させていただいております。区の方が相談部会を立ち上げて参画しないといったご意見も出ておられるわけでございますけども、区の方に確認いたしましたけども、そういったことではなくて、必要に応じて困難事例ですとか個別ケースについては参加するというところでございますので、またその点加藤委員の方からのご意見ありましたら、先ほどちょっと言いました区の方で、区を集めての自立支援協議会の報告会・説明会がございますので、またその場でご意見あったということをお伝えさせていただきたいという風に思います。

また、いろんなグループホームの取り扱いとかも意見ございましたけども、こういったことありましたら、指導の方でまた対応なるかと思っておりますので、また教えていただいたらと思います。

それから、こども部会と教育関係との協同についてですけども、校長会の方へ出席しないというご意見だったかと思うんですけど、確認もさせていただいたところ、これは、依頼を校長会として断ったというわけではなくて、そこの校長さんが他の業務で出席できなかったかといった個別事情もあったかという風に聞いておりますので、またその辺も区の方で確認させていただければと思っておりますけども、まあ、そういった状況という風に聞いております。加藤委員の方から、何点かいただいておりますので、我々も区の方の自立支援協議会をもっと活発にさせていただきたいと思っておりますので、最初のご報告にもありましたけども、立ち上げから区の方でもそれぞれ課題認識を持ちながら、部会も設置したり、また困難ケースの検討会ですとか、相談会といった独自の取り組みもいろいろとなされているところでございますので、引き続き各区の取り組みの情報提供は区の方にもきちっとさせていただきまして、取り組みの充実に努めていきたいとふうに考えております。それから、8月の連絡会の方でも、今日こういった意見が出てますということにつきましてはきちっとご説明させていただきたいとふうに思っております。

石田座長：はい、ありがとうございました。区の自立支援協議会は必ずしも任意団体ではなくて、公的な施策の一環としてあるということ、あるいは、回数についてはなかなか増やすのは難しく、それで検討会なんかを始めたなりなんかしてたんですけども、そういった柔軟な方法で対応していきたいということです。個別については、またいろいろとお考えいただいたらとふうに思っているんですけども。加藤委員何かありますでしょうか。

加藤委員：2点だけ、あれですね。個別支援については参加しているので、別に参加しないというわけではありませんということですけど、それは個別支援会議には参加しますという話で、相談支援事業部会に参加するというわけではないんです。それはできないし、それから区役所でも開催できないとい

うふうに言っておられる。すいません、それと西淀川区の行政と僕らと喧嘩してるわけでも何でもなく、今まで協力しながらちゃんとやってこれているんです。ただ、この相談支援事業所部会の開催については頑なにそういうふうには言わはるんで、もう僕らとしてはこれは中核的な存在だと、相談支援事業所部会というのはそこででてくるいろんな事例を検討するということから、いろんな問題提起ができてくる、そういう風な位置づけとして捉えてほしいんだけど、区の方では、そうでなくて、委託業務の範囲内、だから相談支援センターでやってくださいよ、とそここのところは行政と一緒にやってもらいたいです僕らは、そこをお願いしたいんです。一緒に加わってもらって、で区役所でできるっていうね、それが何でできてないのかなって思う。

それから、校長会の方ですけどね、これ前年度の話で、これ区の方からお願いに行ってもらって、それで断られたということで、小学校の先生誰も出てこられへんのですね。せっかくな、結構だんだん、何ていうかな、教育と福祉と協同しながら、多分そういうふうなことってというのは、市内でも珍しいと思って、それを発展させていけるのかなと思ったらかような状況でね、ほんとこれ何とか来ていただけるようにしてもらえないと、こども部会が発展しかいかへんかなというふうに思うんですが。

中島課長：あの、今日、今ちょっと加藤委員の方からですね、追加でご指摘をいただいております。確かに区の協議会というのは、区役所と各区の相談センター、または各事業所がですね、いろいろネットワークを作っていただく場ですし、それを通じて地域の相談の質を高めていこうというところでございますので、今おっしゃってる、区のセンターの方と区役所の方とで齟齬があるとうまくいきませんので、やっぱり今日の加藤委員からのご指摘内容を改めて区の方にちゃんとお伝えさせていただきまして、現状どうなっているのかということについては確認させていただきまして、先ほど相談部会の方に区が入っていないという状況や学校の状況についても確認させていただきますので、よろしくをお願いします。

加藤委員：よろしくをお願いします。

石田座長：はい。ちょっと今すぐご回答ということにはならないと思いますが。

川嶋委員：あの、区の内容というのはバラバラで、私も聞いている限りではいろいろあるみたいなんですよ。区役所の1年交代で変わったりするところもあるらしいから、認識がバラバラになるのはある程度は区役所として仕方ないとしても、それは、市の方の、大阪市の責任やから、しっかり指導していただきたいと思います。あと、もう一つ、相談支援の体制のシステムですよ、大阪市が作っている、それから虐待の方もそうなんですけども、もういっぺん、ちゃんと区の方にしっかり位置付けてほしいんです。あの、このあり方検討会でも検討していただいたんですけどね、あり方検討会でも区のね位置づけとか、それがあいまいなまま終わってますから、ほんとにはね、検討していただきたいかったなと思うんですよ。

石田座長：はい、ありがとうございます。加藤委員の意見と一緒に、今後の課題ということで。他にも同様のご意見ございますでしょうか。

鳥屋委員：今の区の自立支援協議会の課題というの、色々あると思うんですけど、今まで各区から、加藤委員の話にもあったように、各区から課題があがってきて、大阪市の方で検討すると言う流れはあったと、あまり検討されていなかったかもしれないんですけど、流れはあったと思うんですけども、それが今の3層5段階の仕組みが無くなっていく中で、その流れ自体がなくなっていると思うんですけど、やっぱ各区の地域の課題というのがどっかであがってくる、各区の自立支援協議会を通じてあがってくる仕組みはどっかに残しておかないといけないと思うんですね、で今日の最初の説明の中でも各区の自立支援協議会の取り組みの内容報告があったと思うんですけど、取り組みの内容報告も必要だと思うんですけど、各区の自立支援協議会が抱えている課題というのを、前のその仕組みに変えてでも、課題が何なのかというのをあげて、それをここで検討されるということが必要やと思います。それとあの、自立支援協議会を運営していくにあたって、これも各区によって、かなり予算の取り方にバラつきがあって、それこそ区長の考え方とか、区の方針によってかなり費用、予算をとれているところもあれば、ほんとにあの事務費、それこそ3~4万しかないという中で、各区でそれぞれ社会資源マップというのを作ったと思うんですけど、その更新すらできる費用がないという現状もあると思うので、何らか一定取り組みが続けていけるような仕組みというものを考えていかないといけないというふうに思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。どなたか併せて、この自立支援協議会の話をはじめにご意見いただければと思いますけど。このまあ、今後の方向性ということで検討会の中で話した中にも地域の自立支援協議会の事については書かれてるんですが、ちょっとまあ区の自立支援協議会と市の自立支援協議会の関係とかですね、具体的なこの市の自立支援協議会の中で話し合われる内容とかですね、先ほど鳥屋委員がおっしゃられたのは、まさにその先ほど加藤委員の方からあったことも部会の最後のところですけども、そういったものが西淀川区の方ではうまくいかなかったというかね、そういったことも併せてこういったところで協議すべきではないかと、そうすると、まあ回数とかですね、あるいは報告の内容というんですかね、量というんですかね、そういったところもある程度考えていかないといけないですし、そのあたりについてはまたちょっと戻るんですけども、この開催があまり増やしていくことができないので検討会であるとかワーキングであるとかっていう柔軟な体制で進行を進めていきたいという風な事務局からのお話しやったんですけどもね、そのあたりで何かいいですか。

川嶋委員：鳥屋さんも先ほどおっしゃったんですけど、せっかくうちとこ自己評価シートみたいなあるでしょ、そこにやっぱりね、区のそれぞれの課題、これは大阪市としても認識しとかなあかんし、この自立支援協議会でもやるべきやと思うんですよ、絶対にね。それをちゃんと書く欄をこさえるっていうのがいいんじゃないかなと思うんですけど。

中島課長：先ほど、区のいろんな課題をですね、この自立支援協議会の中、市の自立支援協議会のご議論の中でというご意見ございました。今ちょっと、区役所と市の関係もいろいろありますけども、区の方もあの、いろいろ権限と言いますか、区の方の考えでいろいろ仕事ができるようになってきている状況でございます。その中で、ただオール大阪で考えてもらいたいという風な課題については、こちらの方でまた議論することになるかと思っておりますので、それについてはまたこの自立支援協議会の中でお話しもさせて、また区の方からこんな課題あがってますよと、オール大阪でこういうこと考えないといけ

ませんよという課題があればまたきちっとご説明させていただきたいと思ひますし、それを議論するのは中々、この会のなかで中々時間的に難しいということになれば、先ほど申しましたワーキングなり少し時間やメンバーを絞った形になるかと思ひますけども柔軟な対応をさしていただければなと思ひております。

川嶋委員：だから、各区の課題をどう把握するかということ、方法としてね、あのどうなんかっていうことを言っているんですよ。だから、それが自己評価シート、区のセンターとしてのまとめとしてなら一番分かりやすいんじゃないか。今までだったら要望としてあがってたでしょ、区と市の関係が変わってきているから聞かないという問題じゃなくて。

中島課長：各区の方の相談センターの評価も区の自立支援協議会でご議論いただきますので、その中でそういった課題とかもあるかと思ひますので、そういった中でこちらの方にあげていただくことは可能かと思ひますので、別にあの先ほど言いました評価は相談支援センターだけではなくて、一回区の自立支援協議会の中でも議論していただくと、そういったプロセスも大事だということも先ほど申しましたけども、その中で課題が見えてくることについて、区の方で議論がありますよということを、そういう場を通じてあげていただければという風に思ひます。その中で、これは区の課題というより大阪市全体として考えていかなければならないなことについては、こちらでもそういう風な議論というものは進めていく必要があるかなという風には思ひます。

川嶋委員：それやったらそれでね、ちゃんとやっばり、ここは各区のセンターに周知・徹底をしないと、私も他の区は分かれへんかったりすると、バラバラになりますからね。それはちゃんとお願ひします。

加藤委員：すいません、あの、この自己評価もそうなんですけども、この開催状況のね、書式を変えるというかね、その問題点をちゃんとあげるといふうな項目を作っておいて、でなおかつ、その各区の自立支援協議会の問題点をあげてください、ってみなさんね、あがるんやったらね、上の方につながるんだったら、あげたいっていう人、多分ほとんどの人がそのように思ひていると思ひますわ。だから、それをちゃんと各区の自立支援協議会でそういう機会をもってね、あげてもらおうといふうにして、この中にちゃんとそれを書いとってもらおうといふか、で、市の自立支援協議会であげてもらおうといふ、そういう形をとってもらえたらね、それだけでも全然、機能の仕方が変わってくると思ひんですけども。あの意味合いがちゃんと出てくるというかね、この市の自立支援協議会のね。そういう風にしていただきたいんです。

石田座長：ありがとうございます。

慎委員：市の自立支援協議会とか区の自立支援協議会の関係のことなんですけど。これ、あの自立支援協議会の設置段階から議論のあったことで、最初は設置趣旨のところ、市の自立支援協議会が、区の協議会に対して、指導・助言という言葉があったんですけど、指導・助言ってなんですかということ、区の自立支援協議会が十分機能しなかったら、具体的に権限もって指導できるんですかと、権限はない

ということだったんですね、つまりどういう関係があるのかということが分からないままずっときているという気がするんです。ですから、もし区の側で問題があるなら、市の方にどんどん出してもらって、行政の間の連絡会がありますので、連絡会でとにかく市から何回も説明してもらって、担当者がしょっちゅう変わりますから、何回も説明してもらってその度に考え方を定着してもらって、その方法しかないのかなと気はしてるんですけど、これ多分ね来年なっても5年経っても同じことを繰り返すと思うんですね。だから、しょっちゅう担当者に対して、区の自立支援協議会はこうなんですよということを、市の方から説明してもらって必要があるふうに思っているんですけど。

石田座長：ありがとうございます。基幹としてお願いしたいということですよ。

慎委員：違うことで質問が3つあるんで、あとでいいです。

石田座長：分かりました。

中島課長：慎委員がおっしゃった、区の方にもきちっと説明するというので、先ほど申しました8月20日の日に連絡会がございますので、今日のご意見等につきましてもご説明をさせていただきます、改めて取組みの充実ということに向けて、取組んでほしいということについて改めてご説明させていただきますと思います。

石田座長：はい。自立支援協議会について他に意見はないですか。

芦田委員：先ほどから、3層5段階の中で要望書という形で、各区から意見が出て、それを全部大阪市の方でまず回答を作って、ここでそれを報告するという形が何年も続いてきて、でそのことについては、何回も何回もそれを検討するのが、この大阪市の自立支援協議会の場合なんじゃないんですか、ということずっと言ってきた。その経過がある中で、今度、そういう区の課題やとかですね、要望が、先ほどから何回も言っているんですけど、どんなルートでここに上がってくるのかということですよ、ルートを明らかにするというのと、必ずこの場では、年2回というなら、それをワーキングや検討会とかでいうふうな形でとされているんだとしたら、それを本当にどっかで実現していただきたいなというふうに思います。毎年ほんとに同じことばかり言って、ここが全然整理されていない、やっぱり各区の相談支援センターの方やそこに関わっている方が、いつも大阪市の自立支援協議会はどうなってるんやというのを、私もこう一委員でありながら言われて、とても辛い思いをしてるし、そのところ、ほんとに区の課題、区の職員さんは職員さんで課題を持ってられるかもしれないけれど、やはりこの区の自立支援協議会から出た課題というところへの重要性というか、せつかく区の自立支援協議会がどんどんどんどん活性化している中で、その区の自立支援協議会の課題を、どう市が、市の自立支援協議会が捉えるのか、そこをもうボチボチ明確にしていきたいなというふうに思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。自立支援協議会の課題についてはここで終わりたいんですが、事務局の方から、今の芦田委員の方からの。

川嶋委員：あの、事務局の方にちょっと聞きたいんですけど、先ほど、自己評価シート、各区のセンターの、自己評価シートを各区の自立支援協議会であげて、出た意見の中に、先ほども言ってはりましたよね、区の課題もあげてほしいと、そのことを今初めて聞いたんで、もしそれ聞くんやったら、あの加藤委員も言いはったように、ちょっとすいません、今ちゃんと議論できるようにしといて欲しいです。でないと、区として、区役所の方に知らへんと言われたら困るんで。

中島課長：そこはちょっと整理をさせていただきます。どういう形でできるか整理させていただきます。

石田座長：はい、分かりました。今後、あの、協議会ができた当初からの、あの慎委員からもありましたけども、芦田委員からもありましたけども、ずっと懸案事項ではあるんですが、どうやって吸い上げていくのか、吸い上げたものをこの中で検討して、またどうやって下ろしていくのか、まあ上下関係はないということで、区と市の自立支援協議会の関係性が少し難しいところはあるんですけども、まああり方としてはそこを目指していくのが適切だろうということで、また今後方法についてまた考える、一緒に考えていければと思いますので、またよろしくお願いします。そうしましたら、先ほど慎委員から3点ほどご質問等あるとありましたので、またそれじゃお願いします。

慎委員：資料4について2つと資料6について、それから加藤委員の意見について1つですが、まず資料4についてなんですけど、都道府県の計画相談のパーセンテージがでているんですけど、一番多いところで愛知県が60%程度、大阪が多分下から3番目で15%程度だと思うんですけど、そこで2つ質問あるんですけど、1つは愛知県が60%と、それでも半分少々なんですけど、まあまあ一番たくさんやっているその理由とか要因について調査したことがあるのかどうかはまず1つ、2つ目は、大阪市は下から3番目と非常に少ないんですけどなぜなのか、多分答えは、事業所が少ない、事業所が少なかったら、事業所を増やすために大阪市はどういう努力をしているのか、その2つについて。

次長いんですけど。じゃ、行きます。資料6についてなんですけども、桑田課長代理からご説明ありましたけども、あり方検討会のことなんですけども、そこで検討されたことが本市の障がい者施策推進に向けた検討のための資料になるという前提があるわけですね、この検討結果については、概ね割に好意的な立場にあるんですけども、ただ、基幹センターのことについて大阪市はちゃんと認識してるのかなとちょっと首をかしげる部分があるので、それでちょっと質問したいんですけど。例えばこれ、基幹センターに、何番かなこれ、場所で言うと、番号で言うとローマ数字のii、iiのところ、今年の2月に基幹センターの運営委員会で、以下のとおりの意見が各運営委員からなされておりますということで、いくつかが列挙されているんですけども、これ知らない人が読むとね、基幹センターの運営委員会で意見が出て、議論して、そして課題があがったという、多分読むと思うんですよ。大阪市がそのように解釈されてたら全く間違いであって、その時運営委員長してたので、ちょっと気にはなったんですけども、何が気になったかという、基幹センターについても意見があれば出してくださいというふうに前所長が言われて、意見が出しっぱなしで、それに対して基幹センターは何も答えていない、ただ言いっぱなしなんです。そこで例えばどういう誤解が生じるかという、ここにね書いてあるのいくつか言います。例えば、区センターから基幹センターへの相談件数が少ない。もっと具体ケースと一緒に取り組

んでほしい。具体ケースと一緒に取り組んでほしいという希望があって、そしたら基幹センターは取り組んでないのか、って多分なるんですよ。一緒に取り組んでいるんですよ、取り組んでいるんですけども、具体的にあがってくるのが少ない、要するに区センターの方が基幹センターの方に、こうしてほしいという要望があまりこないという、こないのに一緒に取り組んでほしいという要求だけがくる。それからその次も、困難ケースについて区センターでは、基幹センターとの連携方法がよくわからない。よく分からないだったら聞けばいいんですよ、区センターが。ところが、基幹センターの側は平成 24 年度の最初の段階で、困難ケースについてどう取り組むのかをちゃんと文章作成して、流れ図を作って全部配布しているんですね。その担当者が知らないのか、忘れたのかね、私分かりませんが、そういう基幹センターがすごい努力していることについて、全く認識せずに、よく分からないという意見が出てると、これがここに公の場所で載っていると、知らない人が読むと基幹センター一体何してんねんという話になるわけですよ。基幹センターの努力について、大阪市が全く認識出来ていない状況の文章になっているわけですよ。その次のね、区センターの状況をもっと把握してほしい、ここまでやったら当然ですよ、この次リアルタイムで把握する工夫、世の中にねリアルタイムで把握する工夫なんてね、もしやるとしたら、ホームページでしょっちゅう区のセンターの側が入力する、それ以外にないですよ。基幹センターは区センターを把握するために出かけていたり、あるいは電話で聞いたり、例えばグループホームの空き状況、それを調査するために大体 3 日くらいかけてね、で 2 人の職員が電話につきっきりでねかかまわっているという、それでやっと空き状況が分かるんですね。区センターのリアルタイムの状況を把握するとなったら、恐らく 2 人の職員が毎日毎日つきっきりでね、電話にかじりつきでそれやらなあかんと。それは不可能な話なんですよ。そのことについて私は、その時運営委員長で司会やりましたので、それは無理な話でしょと言ったけど、そのことは載ってないというね。それをでっぴなしの意見を課題としてあげて、それに基づいて方向性が策定されていると、方向性がほんとにちゃんとした方向性かなと首をひねるんですね。例えば、iv の中で、こんなふうに表現しているんですね。専門的な援助のほか、相談支援に資する基礎的な資料を積極的に区センター等に提供するなど、積極的にが入っているんですね。積極的にやってないのかというふうに思ってしまうんですよ。基幹センターはこの 2 年間、すごい積極的にやっている、それこそ病気になりかけている職員がね 2 人も居てる。そういう風に積極的にやっているのに、わざわざ積極的にと書くということは、前提がね認識されていない。基幹センターがすごい努力しているということについて大阪市は、大阪市というか、その情報が十分伝わっていない。そのためにこういう書き方になっているのかなって、そういう気がするんですね。そして、こういう文章が、iv です。iv の 2 です、調査研究。調査研究のところ、本市として政策的な判断に資するように、障がい支援のあり方にかかる検討や云々とずっとあるんですね。最後、実践など、区センターにおける業務の実践の向上につながるような機能を果たしていく。果たしていくということは、果たしていったないような感じがするんですよ。月報ですね、あの毎月区のセンターからあがってくる月報の中の困難ケースを分析するのは必要やと思っているんですね。毎月あがってくる困難ケースを、今の 5 プラス 1 の職員体制で分析するだけのね、それだけの余裕があるかないか考えた時に、大阪市としてはできるというふうに思って多分書いてると思うんですが、5 プラス 1 ではとても無理です。せめて 7 プラス 1 にするか、あるいは他の業務を減らすか、そうしない限り月報を毎月毎月分析する何ていうのは無理だと思っているんですね。ただし私たちは月報の分析は必要やと思っているんですよ。そしたらこの文章でね、最後の分で、実績の向上につながるような機能を果たしていくではなくて、

果たしていくよう努めるということにしないと、たぶんね事業が回っていかない。もし果たしていくというふうに義務付けていくんなら、7プラス1、あるいは8プラス1、あるいは業務を極端に減らす、それをしない限り、この部分の調査・研究は、ただ書いてあるだけで実現はしないということになると思っているんですね。なぜこんなふうになっているかという、結局基幹センターの運営委員会でだされた、議論もしていない意見を課題としてあげてる、その前提に問題がある。だから私は最初に言いましたとおり、大阪市が基幹センターの現状をね正しく認識しているのかなというふうに首をひねるというのはそこなんです。

それと、次、加藤委員から出されたことで、連絡会では特に区センターの側が困っているというのはしょっちゅう聞きます。で、何とかせなあかんなどは思ってるけど、うちとしては何ともならないので、どうしたらいいか悩んでいるんですけども、その中で気になる文章があるんですけどね。気になるというか、念の為にいいますが、あげ足をとるわけではありませんけども、基幹センターの所長を仰せつかっている者ですから、ちゃんと説明はしておかなあかんと思ってるんですけどね。問題の一例として、西淀川区自立支援協議会について述べるとある、その後ね。これらの問題は基幹相談支援センター連絡会でも言ったけど解決されなかった、とおっしゃってるんですね。でこれ私覚えているんですね。その時司会やってたものです。ただ、あの時には基幹センターに対して何とか解決していただくように努力してほしいというのではなくて、他の区ではどうなんですかという質問だったと思うんですね。もし、あの基幹センターの側に対して、解決するために努力してほしいとそういう意見がでていたら、多分前所長はそこで議論するなり、あるいは区別に聞くなり、何かしたと思うんですけど。多分、話を聞いた人は非常に困っているということだけを受け取って、解決するためにその基幹センターに努力してほしいと、どういう努力ができるのか答えてほしいというふうには、多分受けとられてないので、それはあの今までもそうなんですけども、区の連絡会、区センターの連絡会がある時に困っていることはものすごく言うんですね、どう解決してほしいのかというのは割に少ない、で解決してほしいと話がある場合には、職員はいろんなところに情報を求めて、解決の方法はないだろうかという努力はしてるんです。ですから、その基幹センターの職員が、何もしてないのかなというふうに思われると困るんでね、基幹センターとしては解決をはかる努力をしていないというわけではなくて、解決をはかる努力は常にしているんですけども、要請がないと動けない、という状況がありますので、ですからこうしてほしいという明確な要望とか、そういう形で言ってもらう方が、例えば運営委員会の司会をしている者もよく分かるし、所長の立場にある者もよく分かる。出来たらそういう発言の仕方をしてもらうと助かるということです。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございました。今のは2つに分けると思うんですが、1つは実績の方ですね、これ愛知県が非常に高いと、パーセンテージが高いと、だからそれについて何かご存じのことありますかというのが一つですね、それから大阪の方が低いと、それがなぜなのか、もし事業所が少ないというのが理由であるなら、事業所を拡大していくためにどのようなことを行ったのか。そのことについてまず回答いただければと思います。

桑田課長代理：まず、あの計画相談の実施率で、愛知県が高いと、愛知県以外にも例えば九州の方ですか、まあ近畿で言いますと和歌山県とか、比較的高いところがございます。なぜ高いのかというのは

ですね、あの実は我々、政令市で主管課長会議等で、各政令市の課長等と話をする機会があるんですけども、話題になりますし、厚生労働省の方も注目しております。これがつてその、どの政令市でもできることがあれば、今すぐにでもどこの政令市でもやっているということですけども、一概には言えないと思うんですけども、例えば相談支援事業所等ですね、これだけの人員がいるので、計画相談これから必要な人はこれだけ、この地域にはこれだけ居るということでよろしくやってほしいというような、割り振りというか、需要を示してですね、それに対してこれだけの取り組みを、いついつまでの期間にする必要があるんだろ、ということの働きかけがですね、かなり結びつきが強いとか、あるいは、例えば入所施設等ですね、例えば、今現在で言えば新規の人ですとか、著しく支給量に変化がある人とか限定的にしておりますけども、例えば施設とか事業所をあげてですね、うちの法人は全ての方に計画相談を率先してやるんだというような、例えばですけども、意気込みといいますか取組みが強いところにつきましては、その法人全員の人が計画相談を受けるということになると、数値としては飛躍的に上がっていくということもあるかなと思っております。ただ、あの同じようにすればいいかといいますと、やはりそれは受け皿の事業の数であるとか、あるいはあり方検討でも話題になりましたけれど、計画相談に追われてですね、通常の委託相談が中々しんどいとかという中でですね、機械的に割り振ってやってくださいというのもどうなのかというところで、対象としては、本市としては順次拡大していったところはあるんですけども、あまり極端な対応も中々難しいところで、中々そのさじ加減が難しいですけども、要因分析といいますか、なぜ伸びているのかという一つの要因としてはそういうことが考えられるかなと思います。

そのうえで、大阪市としてどういうことをやってきたのかということにつきましては、資料6の今後の方向性の3ページ以下のところに、平成25年1月以降アンケート実施以降、広報活動をしたり、国に要望書を提出したり、計画相談ワーキングを2回開催したり、本来の業務が計画相談支援に圧迫されているとか、報酬単価の問題ですとか、モニタリング頻度の柔軟な運用ができないとか、セルフプランの活用については、等々について、そういうところが課題ではないかというところで、今現在の枠組みの中で何ができるのかということについて議論させていただきました。で、3ページの下段では、そういったワーキング等を受けまして、一部計画相談に係る事務取り扱いの変更をさせていただいたり、墨字4ページにかけまして、計画相談というところで、重度訪問介護等書いておりますが、施設入所支援の利用というところについても、大阪市としては順次拡大していくんだというところで、物理的な問題というのはありつつですね、やはり1歩でも2歩でも、先延ばしにするのではなくて、1歩でも2歩でも前に進めることによって、全国的な制度として逃げられないところもございますので、何ができるのかということについて、このあり方検討会でも一部書いております。後ですね、一部先ほどの文章でいきますと、墨字の2ページの中断のところでございますが、具体ケースと一緒に取り組んでほしい等につきましては、確かにここでは基幹相談支援センターの運営委員会において、以下のとおりの意見がなされているということですので、議論を集約した結果という表現にはなっておりませんので、まあこういう意見があったということでございますので、様々なこの意見に対して、また別の考え方、意見も含めてもちろんあるというふうに思っております。こういう意見が一つあったというところでございます。後、このあり方検討会の一つの位置付けでございますけども、例えばある特定の区のセンターさんですとか、ある特定の事業者が、こうできていないのでそれをということではなくですね、ちょっとその前段にかえりまして、この大阪市の相談支援体制というのを原点に改めて考えていくにあたって、基幹相談

支援センターの例えば箇所数1つにつきましても、政令市で様々でございます。地域の実状に応じて、どういう体制で、どういう役割分担をもって、基幹相談センターと区センター、あとは地活センターという大阪市の特徴を踏まえてやっていくべきかについて、それぞれのあるべき姿、役割分担に対してどうしていくのかということについてまとめておりますので、今のその現在の事業所が、中々不十分などころがあるからどうなんかということではなくてですね、あるべき姿としてどうなんかということに書いておりますが、一部そういう積極的にというくだりもありますので、そこはですね、あり方検討会の各委員のところから出された意見も踏まえてというところもありますけれども、特定の事業者というのではなくて、あるべき姿という視点に立って、どうなのかということについてまとめている点についてご理解いただきたいと思います。

石田座長：はい、ありがとうございました。今両方、4番も6番も説明していただきました。6番の方は慎委員の方から基幹相談支援センターの、多少説明というかですね、市の意見なんかについて少し偏りがある、そういうなご意見やったかと思えます。で、その2つの回答について、慎委員の方から。

慎委員：資料4に関連してなんですけど。大阪市での計画相談のパーセンテージが低いというね課題分析については多分そのとおりなんだろうと、でもそれは現実に今やっているところの課題を分析しているだけであって、それだけでなく事業所を増やさないと、多分どうにもならないと思うんですね。その事業所を増やすためにどういう努力をされているのかということをお聞きしたいんですね。なお、おっしゃってる、書いてあることを読みましたらね、おっしゃってることはそのとおりだと思います。モニタリングの回数とかね、そういうこともどう減らすのかとね、そういうこともそうやと思っているんですけど。それだけではパーセンテージは上がらないですよ。むしろ、それはお金に関わることに関連してるんです。事業所を増やさないとパーセンテージは絶対に上がらないという状況があるので、増やすためにどういう努力をされているのかということですよ。それと、基幹センターのことについて、大阪市の側が、基幹センターの現状を正しく認識していただいているんだしたら、私は何も言うことはありません。ただ、意見を書いただけです、私が大阪市の側なら同じ答えをいただろうかと、予想どおりの答えだったと思っておりますので、基幹センターについて、非常に職員が努力してやっていると、その認識さえ持っていただければ、私は何も言うことはありません。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございます。何かありますか、事務局の方から。

桑田課長代理：計画相談の課題に対しましては、事業所そのものを増やさないとどうにもならないというのは、まずおっしゃるとおりだと思います。なぜ、事業所が増えないのかは、様々な要因がありますが、一番大きいのは報酬だと思っております。報酬につきましては、大阪市の独自にということで、何か出来ればいいんですけど、全国的なものでございますので、ここは強く、直接、堺市と大阪府と連携をとりまして、直接、厚生労働省に行きまして幹部の方と話もしましたし、そのあたりの認識についてもっと真剣に考えてほしいということで、強く申し入れもしております。後、地道なところで言いますと、もっと計画相談を知っていただくということで、区の地域自立支援協議会の話もありましたけれども、事業所の説明会というところで、大阪市の障がい福祉課の担当者が、区に出向いて、計画相談の事業と

か指定の取り方について説明をしたりとかということで、出張して説明もしております。それが直接特効薬というふうには考えてはおりませんが、もっと地道に広めていくと、そういうところを今後とも続けていくということが必要かと思っております。

石田座長：はい、ありがとうございます。慎委員よろしいでしょうか。

慎委員：特に言うことはありませんが、今、福祉スポーツ協会が受けまして、初任者研修を今やっているんですけど、2月か1月かな、終わったくらいに、事業所を立ち上げるための取り組みをやるのかなということで、そういう方向で一応考えているんですけど、その時に、何しろ素人ですので、どう説明していいかわからないという状況ですので、そういう立ち上げの説明会、全大阪市の事業所に対して出来たらやりたいんですけど、その時には全面的に大阪市さんから協力していただいて、説明していただけるような状況を作ってくださいとお願いしておきます。以上です。

石田座長：はい、ありがとうございました。検討会とかすると本会議でたくさん話をするが増えるということが分かりました。あと残り時間10分ですけども、今、基幹相談支援と地域自立支援協議会の話がでてきましたが、それも併せてですけど、その他にも何かご意見とかありますでしょうか。栄委員、最後かもしれませんが。

栄委員：私、最後でいいです。

加藤委員：慎委員がおっしゃった最後の事についてですが、他のことについてもそうなんですけども、大体こう色々ね話を、基幹相談支援センターの連絡会で、情報交換以上に期待するというのは難しいんじゃないかなという考えがこちらの方にあっただけで、それ以上、こう何とかしてくださいという言い方はしていなかったんですけども、慎委員の発言というかね、お話しは非常に遅いというか、ありがたいうふうに思いますので、これからそういうふうな態度でやっていただければ、僕らもどんどんお願いしますっていうふうに言っていきますので、よろしくお願いします。

慎委員：前所長の頃から、多分そうやと思うんですよ。ただ、それがうまく区センターと連携できていなかったとそれは申し訳ないと思っておりますので、どんどん言うてください。出来ることは何でもやります。以上です。

芦田委員：今、基幹からということで、慎委員からお話しがあったんですけど、私はちょっと地活9センターからということで話をさせていただきたいと思っております。えっと4ページのところにですね、4ページの3に、精神障がい者からの計画相談を受けることが多く、地活センターとしての相談支援に支障が生じているということで、この文章も大阪市の障がい福祉課ですね、計画相談では障がい福祉課、地活センターとしては支援課ということで、ここで2課またがって、相容れないものがあるよ、ということがここに書かれているんですね。それで、あの今まで地活がやってきたことなどをですね、討論するからあり方検討会の中で、きっちりと地活がこういうふうな役割を担って、大阪市の相談支援の中

でやっていくんやというところへんで、9ページに書かれているんですね。この辺を、このあり方検討会、福祉課は出てきているんですけど、支援課は出てきてないというところで、こういうところへんを、もちろん17ページにあります、その要綱みたいのところから逸脱しているわけではないけれども、やはりこの中で、全体として、この中で事業の強弱というんですか、っていうのが必要に応じてやっぱり出てくるんであるところへんを、やはり支援課の方もご理解をさせていただきながら、私たち何も逸脱していることをしているのではなくて、必要なことを、必要とされることの中で強弱がでてくるんやというところをちゃんと認識を、福祉課と支援課の方、それから退促の方ではこころの健康センターですね、3課またがっているところで、ちゃんと認識をしておいていただきたいなと思います。

石田座長：はい、ありがとうございます。では、続けて、栄委員。

栄委員：私の方はですね、確認と情報提供ということでですね、皆様方にお知らせしたいことがあります。1つは、確認といいますのは毎年、昨年も確認したんですけど資料4です。資料4の私が今からお話しさせていただくこと、お尋ねしたいことは少し精神障がい者に特化していますのでお許してください。それは資料4なんですけど、精神障がい者の方を見ていただきますと、計画相談支援、地域移行支援につきましては、精神障がい者というのは圧倒的にですね、カウント数が多いにも関わらず、地域定着支援というのはですね、たかだか29ということで、非常に少ない。でこれは昨年でもですね、これはどうしてですかということをお尋ねさしてもらったんですけども、あれからもう1年が経って、いろいろな現場の方に聞きますと、地域定着支援そのものの使いにくさ、精神障がい者の方に中々利用しにくいということがあっていうことがあったので、もしよろしければ、今後のこともありますので、この地域定着支援というのが、精神障がい者の方が利用するにあたって、こういったバリアがあるのかってということも、もう一度確認して、調査をしていただいたらなというのがお願いします。

それから、それにですね関わるんですけども、資料の2の1、資料2の1ということで、基幹相談支援センターの事業報告というところになります。それのですね2ページ、2ページには何が書いてあるかということ、実は相談支援専門員に対する研修ということで、基幹センターの方で、第5回目に、今年の2月18日に、精神障がい者の地域移行と相談支援というテーマで研修を実施していただきました。その時にですね、実はアンケートをとらせていただきまして、それぞれの事業所の方に、精神障がい者に対する、そういった地域移行の相談についてお尋ねした時に、回答が38ありまして、そのうちの11がですね、精神障がい者であろうと市民であるので受け入れる、と言ったのが11回答で、いいえと言ったのが16回答だったんです。つまり、それはですね、看板として相談を受けると言いながらも、回答としていいえとしてあるのであれば、非常にそのへんの精神障がい者への地域移行が進む時に一つのネックになるのではないかと考えているわけです。で、そのへんではもしよろしければですね、こういった形であれば受け入れていただけますかということで、下位項目で質問させていただいた時に、やはり技術提供してほしいと、どうやって関わっていったらいいか分からないし、どんなふうな支援が必要か分からない、というような意見がありましたので、そのへんについてもですね、重ねて調査をしていただけたらなと思っているわけです。それがないと、地活センターの方にそういったことを分けてですね、お願いできないんじゃないかなと思っているので、そのへんが私のお願いになります。

で、後確認ということなんですけども、皆様のお手元の資料6、資料の6のですね先ほど11ページに

ですね、地域相談支援ということで矯正施設から退所するというので、桑田課長代理の方からお話をいただいたんですけども、この時に矯正施設というのには、救護施設のような施設も含まれますか。ということは、救護施設も含まれるということは、皆様のご存じのとおり精神障がい者の方は救護施設にですね、かなりの方が入所してるということが事実なんです。そのことを考えると、救護施設からの地域移行が求められるにも関わらず、そこでもどんなふうな対応をしていいかわからないということを見ると、この11ページもですね、精神障がい者の事を踏まえながらも文章化していただけましたらというのが私の願いということになります。

最後、最後はですね実は今日は松本さんが来て頂いているんですけども、大阪市のこころの健康センターで地域移行のことで、精神障がい者に対する検討会があります。私はその座長をさせていただいているんですけども、実は大阪市のですね、生活保護の方から、24区に対して精神障がい者、つまり長期入院者のことについて、具体的な数を出して来て頂いているんです。それは24区どんな割合で長期入院の方がおられるかという数になりますので、そういった数が把握されているということは、各区の自立支援協議会において、是非検討していただけたらなど。それは具体的な人が想定されているわけですので、非常に速い形ですね、その方たちがなぜ長期入院なのかということ、やっぱり改めてさらっていただいて、その人たちの地域定着につなげる支援をですね、していただけたらなど思っております。以上、確認と意見でした。

石田座長：はい、ありがとうございます。どなたか意見されてない方、いらっしゃらなかったら、川嶋委員、短く。30秒くらいでお願いします。

川嶋委員：栄委員の流れというか、実は触法の方とか、そういう方々に対するシステムというか、まだまだ確立されていないということがありますね。これを早急にやらないと、それこそ、精神障がい者だけでなく、知的障がい者もそうですけど、触法ケースって中々引き受けてくれそうにないという可能性が非常にあるので、引き受けられなくなってしまいますので、あり方検討会やワーキングなどで、絶対立ち上げて早急にシステム作りの議論をしていくことを提案させていただきます。

石田座長：はい、ありがとうございます。では、乾委員。

乾委員：きっかけが全然掴めずにいたんですけど。計画相談のところで、来年度からのサービスを受ける人がみんなというようなことになってきたら、就労というような切り口が絶対に必要になってくる、専門性みたいなのが必要になってくるんですね。自立支援協議会、各区の自立支援協議会には就ポツの職員たちが参加させていただいておまして、だんだんとですね、自立支援協議会にも就労の部分で参画をさせていただいておるんですが、中々やはり融合できてないという思いがすごいあるんですね。で、近付きたいという思いがあるんですが、中々近づけないジレンマというのがありまして、で、計画相談のところで、きっと近づけるのではないかなと思ってるんですね。でも、具体的なきっかけというのは、中々私の方ではイメージできてないんですが、ただ、今直Bというか、B型直にはいけないというのがありまして、そこでアセスメントされてますよね、そんなところでBへ直接行くためにアセスメントというのはなくて、その人の将来の可能性を見るためのアセスメント体制みたいなですね、大阪市の中で

一緒にこの自立支援協議会みたいところで作って行けたらなと思っているんですね。そのへん、またいろいろと協力させていただきたいというお願いなんですけど。

石田座長：はい、ありがとうございます。あの、終わらないんで。とりあえず大阪市の人に今の分について、ちょっと話していただいて、終わりたいと思っているんですが。

桑田課長代理：簡潔に答えさせていただきます。まず芦田委員からのご説明でございますが、このあり方検討会につきましては、限られた時間の中で、スケジュールを調整して進めさせていただきましたので、障がい支援課は入ることはできませんでしたが、事前事後も含めまして、障がい支援課、あるいはこころの健康センターは第3回は出席できましたけれども、資料内容につきましては十分連携をとって進めておりますのでご理解のほどお願いします。また、地活センターのところで、圧迫されているというところでございますが、考え方といたしましては、地活センターの生活支援型なり、委託の区のセンターの業務と、指定一般、指定特定の業務とは概念的には切り分けてですね、こっちが大変だからこっちで人を増やすとか、お金を増やすとかいうことではなくて、概念的には分けて整理する必要があると。そのうえで、トータルで考えた場合に、キャパの問題としては課題としてあると思っておりますので、ご理解をお願いします。続きまして、栄委員でございます。地域定着の数が非常に少ないというのは、分析が十分できてなくて申し訳ないと思っております。ただ、各区別で見た時にですね、こう突出した数というのがありますので、どういうノウハウでできているのかというところにつきましては、また、あの我々の局の担当者も、各区にまわって、事業所さまから事情を聞く機会もございますので、そういった中で分析を深めて、それを周知することで、全体のレベルアップが図れるように努めてまいりたいと思っております。で、地域移行のですね、地域生活移行支援事業検討会議、こころの健康センターの方で提示された課題でございますが、事業所の登録をしているにも関わらずですね、地域移行、地域定着に関しても数が伸びないということについて、多忙でっていうのは分かるんですけども、多忙ではないのに伸びないというところにつきましては、なぜそうなのかというところについて、分析を深めていく必要はありますし、区のセンター、後は生活支援型で、指定一般等への技術支援というところもありますので、こういった方策が、何ができるのかというところにつきましては、そういった事業所さまとの相談もしながら、今後考えていきたいと考えております。

後、矯正施設以外に救護施設もあるということで、ご指摘のとおりでございますが、そのあたりについては生保担当の方からの話もありましたけれども、特に精神のケースについてご指摘のとおり多いと思っておりますので、そういったところにつきましては、こころの健康センターと連携をとりまして、何ができるのかということで、またご意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

後、川嶋委員のシステム作りのところで、ワーキングというところがございますね、あり方検討でもお示ししております。必要に応じて開催してまいりたいと思っておりますが、行政として整理すべき部分もありますので、そのあたりについては、あり方検討というより、行政として何をするのかということ整理しながら、あり方検討として開催すべき状況になってまいりましたら、自立支援協議会の開催回数が限られてますので、機動的にそういったものの開催も視野に入れて、考えていきたいと思っております。

後、乾委員のご指摘、中々難しいところもございますけれども、またご相談させていただきたいと思

ますので、考えさせていただきたいと思いますので、またご提案とかありましたらよろしくお願い申し上げます。

石田座長：はい、ありがとうございました。終わっていいでしょうか。

慎委員：議題にその他が残ってますが、その他でいいですか。乾委員のことと関連するんですけども、基幹センターによく質問が、連絡会でよく質問があるんですけど、就労移行支援は2年で終わりだということで、さしてくれないということなんですね。ところが、大阪市さんによると2年とは限っていないと、何回でもできると。それは文章では出せないけど、それは個別のケースによって検討しなければならないので、一応2年とは限っていない。ところが、そういう回答が来た後も、やはり2年でだめだということを区役所に言われているケースがあるんですね。そこで大阪市さんをお願いなんですけども、今度、大阪市と区との連絡会があると思うんですけど、その場で就労移行支援というのは2年に限っていないということを各区に徹底していただきたい。要するに、区によってバラバラな回答というのは、ものすごく困るんですね。私は生野区で生きてますから、生野区だけで生きてるんだったらどうってことないですが、基幹センターにおると24区の話が入ってきてね、むちゃくちゃにバラバラなんですよ。それは困るので、必ず徹底していただきたいという、お願いします。

石田座長：はい、お願いということで。すいません、進行の方がまずくて、もう10分程度超過してしまいました。議事全て終わりましたので、これで事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

中島課長：今日たくさんの議題で、長時間に渡りまして熱心のご議論ありがとうございました。本日、相談支援体制の今後もあり方とそれから自立支援協議会の区の方の意見も出ておりますので、今日のできたご意見、またどういう形で反映できるかということもございますけども、後日また検討させていただきたいと思います。で、今日のご意見をいただきまして、障がい者施策のより一層の充実に向けて取り組んでまいりたいと思います。皆様方には引き続きよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

森野係長：それでは、これをもちまして協議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。